

発委第5号

令和7年6月18日

北栄町議会議長 野 田 秀 樹 様

提出者 北栄町議会民生経済常任委員会
委員長 井 川 敦 雄

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書の提出
について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに北栄町議会会議規則第14条
第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

政府は食料自給率向上のため、実効性ある施策を行うことが必要である。

国産食料の増産、食料自給率の向上、家族農業支援強化を求める意見書

地球規模の気候変動や、ウクライナ戦争を背景とした世界的な食料危機は食糧の6割以上を世界の国々に依存する日本の食料施策の危うさも浮き彫りにしている。特に昨年は、これまで「余っている」と言われていた米の在庫量が過去最低となり、市場価格の高騰や店頭から米がなくなる異常事態が起こっている。

私たちは政府に対して、すべての国民に安全な食料を持続的に享受する権利を保障するように求める。そのためには、不安定な輸入に依存した食料施策をあらため、食料自給率の向上に向けた実効性のある施策を行うことが必要である。今こそ国産食料の増産と、それを支える大多数の家族農業経営を支援する農政に転換すべきと考える。

以上の趣旨より、下記の事項の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 良質な食料が安定的に供給され、かつ、国民1人1人がこれ入手できる実効性のある施策として、国内食料を増産し、食料自給率の向上を図ること。とりわけ、改定「食料・農業・農村基本法」に基づく「基本計画」において、食料自給率の目標と達成するための計画を明記し、農政の重点に据えること。
2. 食料品をはじめとする物価高騰で苦しむ人々への支援を強化すること。特にセーフティーネットとしての「食糧支援制度」や生産者の生業を支え、消費者にも恩恵をもたらす農家への「所得補償制度」を確立すること。また、政府が主食の米について、価格と需給に責任を持ち、増産に転じること。
3. 全国の自治体などの努力で広がる学校給食の無償化を後押しし、さらに広がるよう支援を拡充すること。また、地元産の安全な農畜産物・食品を活用する施策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣	農林水産大臣
--------	--------